第三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次項及び第三項において「指定都市」という。）に対する番号利用法整備法第十七条第二項の規定の適用については、区長を市長とみなす。

2　指定都市に対する番号利用法整備法第十八条第四項の規定の適用については、同項の表上欄中「市町村長若しくは」とあるのは、「市長若しくは区長若しくは」とする。

3　指定都市に対する前項の規定により読み替えられた番号利用法整備法第十八条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法第三十条の三十一第二項の規定の適用については、同項中「市町村長」とあるのは、「市長若しくは区長」とする。

総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十七年一月十八日とする。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二号中「山麓」を「山麓」に、「勾配」を「勾配」に改める。

第三条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第一号ロ中「堆積」を「堆積」に改め、同条第三号ロ中「すべて」を「全て」に改める。

第四条中「第八条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第五条中「第九条第一項ただし書」を「第十条第一項ただし書」に改める。

第六条中「第九条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第七条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第八条中「第二十六条第一項」を「第二十八条第一項」に改める。

第九条中「第二十七条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

第十条中「第三十条」を「第三十三条」に改める。

第十一条中「第三十二条」を「第三十五条」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（建築基準法施行令の一部改正）

第二条　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八十条の三中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第八条第二項」を「第九条第二項」に改める。

（宅地建物取引業法施行令及び不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「第九条第一項及び第十六条第一項」を「第十条第一項及び第十七条第一項」に改める。

一　宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第二条の五第二十二号の二及び第三条第一項第二十三号の二

二　不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第六条第二十六号の二

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「第十四条」を「第十五条」に改める。

一　地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第十七号

二　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十五条第一項第七号

三　地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第十三号

四　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）第九条第一項第十号

五　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第十六号

六　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十二条第一項第三十八号

七　独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第十七号

八　地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第十三条第一項第十五号

九　独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第二十八号

十　独立行政法人労働者健康福祉機構法施行令（平成十五年政令第五百五十六号）第十四条第一項第十一号